

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び中島村財務規則（昭和58年中島村規則第1号）第112条の規定に基づき、下記のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和7年 6月 2日

中島村長 加藤 幸一



1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 中島村村民駐車場舗装整備工事
- (2) 工 事 場 所 西白河郡中島村大字滑津字二ツ山内地内
- (3) 工 事 種 別 一般土木
- (4) 工 事 概 要 土木工事 1式
舗装工事 2,610.5 m²
雨水貯留設備工事 1式
排水設備工事 1式
柵工 1式
区画線工 1式
- (5) 工 事 期 間 中島村議会の議決を得た日の翌日から令和8年1月13日まで
- (6) 予 定 価 格 有（事後公表）
- (7) 最低制限価格 有（事後公表）
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 入札手続等

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人が入札を行う場合については、中島村長あての受任者、委任者の記名押印した委任状を持参すること。

ウ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、1回に限り再入札を行う。再入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約へ移行する場合がある。

エ 落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。なお、同価格の者が2名以上ある場合は、くじ引きで決定する。

オ 入札に際しては、代表者等の記名した積算内訳書（第7号様式）を提出すること。

2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約条項を示す場所、設計図書の閲覧場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒961-0192 西白河郡中島村大字滑津字中島西 11-1

中島村役場総務課 TEL0248-52-2111 FAX0248-52-2170

(2) 設計図書の閲覧方法

設計図書は下記の期間閲覧に供し、金額抜設計図書データの入った CD-R と交換とする。
(空のデータ用 CD-R 700MB をケースに入れて持参すること。) ただし、先着順にて貸出日の翌日午前10時までの1日間貸し出すことも可能とする。

閲覧、貸出を希望する場合には設計図書閲覧(貸出)申請書(第4号様式)を提出すること。

閲覧期間 令和7年6月3日(火)～令和7年6月13日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 午前9時～午後5時(事前に電話連絡し来庁すること。)

(3) 設計図書等の質疑等

設計図書等について質問がある場合は、閲覧期間中に設計図書質問書(第5号様式)により、電子メールまたはFAXで提出すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡を行うこと。

メールアドレス soumuka@vill-nakajima.jp FAX 0248-52-2170

受付期限 令和7年6月13日(金)午後5時まで

回答閲覧 令和7年6月19日(木)～令和7年6月25日(水)村ホームページにて掲載

3 入札執行の場所及び日時

(1) 場所 中島村役場2階第1～3会議室

(2) 日時 令和7年6月25日(水)午前9時30分

※制限付一般競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)を持参すること。

4 契約保証金に関する事項

中島村財務規則第97条、第98条、第99条、第100条の規定による。

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和7・8年度中島村工事等請負有資格者名簿に登録され、工事種目に土木工事及び舗装工事があること。

(2) 県南地域(白河市、西白河郡及び東白川郡)に本社若しくは本店又は支店、営業所を有すること。

(3) 公告の日から落札者決定の日までの間、中島村建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年中島村訓令第17号)による指名停止措置等を受けていない者。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。(工事請負資格の再認定を受けた者又はこれと同等の資格を有する者と村長が認定した者を除く。)

(5) 次に掲げる要件を具備していること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業許可を有していること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する直近の経営規模等評価結果通知書において、総合評定値が土木工事の854点以上且つ舗装工事の632点以上であること。

(6) 本公告の主たる工種で本工事見積りに係る入札金額と概ね同程度の公共工事施工実績があること。

(7) 建設業法第26条に規定する監理技術者を配置できること。

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。

6 提出書類及び入札参加資格の確認

以下の書類を提出し、予め入札参加資格の確認を受けなければならない。確認後は、入札参加資格の

有無を制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）にて令和7年6月19日（木）までに通知する。

（1）提出書類

ア 制限付一般競争入札参加資格申込書（第1号様式）

イ 建設業法第3条第1項に規定する許可書（写し）及び建設業法第27条の23第1項に規定する直近の経営事項審査結果通知書（写し）

ウ 設置予定の監理技術者資格証（写し）

エ 公告の主たる工種で本工事見積りに係る入札金額と概ね同程度の公共工事契約書（写し）

（2）申込期限 令和7年6月3日（火）～令和7年6月13日（金）

（3）提出方法 中島村役場総務課まで持参すること。（郵送・電送による提出は不可）

7 入札の無効

（1）本公告に示した競争入札に必要な資格を有さない者または虚偽の申請を行った者の入札

（2）代理人が委任状を持参しない場合

（3）入札書に記名がないもの

（4）その他入札に関する条件に違反した場合

8 契約の締結

予定価格が5千万円以上の工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年中島村条例第11号）第2条の規定により中島村議会の議決を要するため、落札者と落札後速やかに書面により仮契約を締結するものとし、当該工事請負契約については中島村議会の議決を経た上で本契約として確定する。この場合において議決されなかったときは、仮契約の相手方に対して村はいかなる責任も負わないものとする。

9 契約の条件

中島村工事請負契約約款により契約を締結する。

10 その他

（1）落札者の決定は入札会場で行い、直ちに報告するものとする。

（2）入札参加にあたっては、本公告を熟読の上、村ホームページより各種様式をダウンロードすること。（郵送または窓口による配付はしない。）

（3）各様式を提出する際には、中島村押印の省略に関する告示（令和4年中島村告示第4号）により、代表者印等の押印を省略できるものとする。

